

平成 24 年 1 月 20 日

児童虐待の防止等に関する政策評価 ＜評価の結果及び勧告＞

総務省では、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、政策評価を初めて実施し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

内閣・総務・厚生労働・防衛担当評価監視官室

担 当：仲里、藤井、石丸

電話（直通）：03-5253-5453

F A X：03-5253-5457

E - m a i l：https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 政策評価書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html

政策評価結果の概要

【背景】

- 児童虐待相談対応件数の増加を背景に、平成12年、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）が制定・施行
- その後の虐待防止法等の改正により、①児童相談所に加え、市町村による児童虐待相談対応の開始（平成17年度）、②安全確認のための立入調査が強化（20年度）、乳児家庭全戸訪問事業等の事業実施が努力義務化（21年度）等
政策評価の対象とした平成21年度の政策の体系は資料P 1 図表①参照
- しかし、この政策評価実施前の平成20年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は4万2,664件と平成11年度の1万1,631件に比べ約3.7倍に増加しているとともに、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況
- この政策評価においては、①児童相談所、市町村等に対する実地調査と、②児童福祉司や小・中学校担当者等に対するアンケート調査により政策効果を把握したもの。
児童虐待の防止等に関する政策評価は初めて実施

【評価の結果】

評価書
P 151～

- 児童虐待の防止等に関する政策については、
- ① 児童虐待相談対応件数は増加の一途
資料P 2 図表②
 - ② 虐待死亡児童数は減少していない
資料P 2 図表③
 - ③ 「発生予防」、「早期発見」、「早期対応から保護・支援」、「関係機関の連携」の各施策における効果の発現状況をみても、早期対応から保護・支援については一定の効果がみられるものの、残りの施策についてはいずれも不十分



政策全体としての効果の発現は不十分

【主な勧告事項】

- 1 児童虐待の発生予防に係る取組の推進
- 2 児童虐待の早期発見に係る取組の推進
- 3 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進
- 4 関係機関の連携強化（要保護児童対策地域協議会の活性化）

【勧告日】平成24年1月20日

【勧告先】文部科学省、厚生労働省

【主な勧告事項 1】 児童虐待の発生予防に係る取組の推進

【制度の概要】

- 児童虐待の発生予防にも資する取組として、厚生労働省は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業を、文部科学省は訪問型家庭教育相談体制充実事業を所管（実施主体は市町村）

【政策効果の把握及び評価の結果（問題・課題）】

評価書
P11～

- 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施している市町村における3歳未満の児童虐待相談対応件数をみると、減少しているところが多く、両事業は、3歳未満の児童虐待の発生予防に関して、一定の効果あり（表参照）
しかし、両事業を実施している市町村は1,750市町村中1,001（57.2%）にとどまる。**資料P3 図表④**
また、全戸を訪問するとされている乳児家庭全戸訪問事業を実施していても、訪問率が低調な市町村（訪問率が80%未満は656市町村中81（12.3%））あり **資料P3 図表⑤**
- 次に、両事業を実施している市町村における3歳以上の児童虐待相談対応件数をみると、増加しているところが多い（表参照）。 **資料P3 図表⑥～⑧**
- このようなことから、両事業のみでは、児童虐待相談対応件数の大幅な減少は見込めず

表 平成21年度から両事業を実施した市町村の児童虐待相談対応件数の増減
(単位：市町村、%)

区分	増加	変化なし	減少	計
3歳未満	6 (30.0)	5 (25.0)	9 (45.0)	20 (100)
3歳以上	12 (60.0)	3 (15.0)	5 (25.0)	20 (100)

- ※ 厚生労働省は、児童虐待による死亡事例は乳児（中でも生後間もない時期）が多くを占めていることを受け、妊娠・出産・育児期における相談体制等の整備及び連携体制の整備に関する通知を発出（平成23年7月）

〔 地域子育て支援拠点事業は保護者の交流の場を提供するもの、訪問型家庭教育相談体制充実事業は家庭の教育力の向上を主目的とするものであり、そもそも、虐待予防への寄与度は低い。また、これらの事業の実施状況と児童虐待相談対応件数の増減関係をみたところ、明確な効果を把握できなかった。 〕



【勧告要旨】

- ① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。
(厚生労働省)
- ② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。
(文部科学省及び厚生労働省)
ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月発出の通知発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。
(厚生労働省)

【主な勧告事項 2】 児童虐待の早期発見に係る取組の推進

【制度の概要】

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならない。また、児童の福祉に業務上関係のある団体や関係者は、児童虐待の早期発見に努めなければならない（虐待防止法第5条第1項及び第6条第1項）。

【政策効果の把握及び評価の結果（問題・課題）】

評価書
P.26～

- 保育所及び学校からの通告件数は、いずれも増加
（保育所）平成19年度 5,440件 → 21年度 6,115件、（学校）同 1万2,102件 → 同 1万3,244件
しかし、調査した17保育所及び42小・中学校の中には、虐待のおそれを認識しながら、児童相談所等に通告していない事例や、通告までに1か月以上要した事例あり（表参照）

表 児童相談所等に通告していない事例及び通告までに1か月以上要した事例

区 分	保育所	小・中学校
通告していない事例	5保育所、8事例	6小・中学校、15事例
通告までに1か月以上要した事例	25事例中3事例（12.0%）	75事例中7事例（9.3%）

※ 文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、虐待のおそれを発見した場合には、虐待の確証がないときであっても速やかに通告しなければならない旨、学校等への周知を要請するよう課長通知を发出（平成22年8月）



【勧告要旨】

- ① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。 （厚生労働省）
- ② 平成22年8月に发出した課長通知を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。 （文部科学省）

【主な勧告事項3】 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進

【制度の概要】

- 虐待を行った保護者への援助では、アセスメント（調査）等を行い、児童相談所は援助指針を、市町村は援助方針を作成（児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針）。

【政策効果の把握及び評価の結果（問題・課題）】

評価書
P 99～

- 保護者への援助の結果、悪化や再発はおおむね抑制（表1参照）資料P 4、5 図表⑨～⑫
 しかし、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかったものや②アセスメント（調査）が不十分なものが多く、特に、児童相談所は、市町村に比べ、①の割合が、悪化・再発いずれにおいても高い（表2参照）。資料P 5 図表⑬、⑭
 また、児童相談所については、一時保護等の行政権限を有していることから、その援助に対する保護者の反発が生じているとの指摘あり。
 児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。資料P 6 図表⑮、⑯

表1 悪化率及び再発率（平成21年度）

区 分	悪化率(%)	再発率(%)
児童相談所	1.4	5.0
市町村	2.6	3.7

表2 悪化及び再発の原因（平成21年度）

区 分	悪化(%)			再発(%)		
	児童相談所	市町村	平均	児童相談所	市町村	平均
養育態度が改善されなかった	70.3	66.7	69.0	73.5	59.1	69.0
アセスメント不十分	14.4	20.6	16.7	14.3	36.4	21.1

- 悪化・再発防止対策についてみると、援助指針・方針決定時や対応終了時に、虐待の状況を適切に判断するためのアセスメントシートを自ら作成・利用している児童相談所及び市町村では、悪化率、再発率が低い（表3参照）。資料P 6、7 図表⑰、⑱

表3 アセスメントシートの利用状況と悪化率及び再発率（平成21年度）

アセスメントシート	児童相談所		市町村	
	悪化率(%)	再発率(%)	悪化率(%)	再発率(%)
利 用	0.9	3.3	2.1	0.0
未利用	2.1	5.8	3.0	4.2



【勧告要旨】

- ① 都道府県等及び市町村に対して、保護者指導プログラムに関する情報提供を行うこと。
 また、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。
- ② 児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、虐待の状況について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。
 （以上、厚生労働省）

【主な勧告事項 4】 関係機関の連携強化（要保護児童対策地域協議会の活性化）

【制度の概要】

- 要保護児童対策地域協議会（要対協）の概要

構造	代表者会議	構成員の代表者による会議
	個別ケース検討会議	ケースの危険度等の判断、情報共有、役割分担の決定等を行う
	実務者会議	全ケースの定期的な状況のフォロー等を行う
構 成 員		児童相談所、市町村、警察、学校・教育委員会、医療機関、保育所等

- 地方公共団体には要対協を設置する努力義務あり（児童福祉法第25条の2）

【政策効果の把握及び評価の結果（問題・課題）】

- 全国の市町村における要対協の設置率は、平成22年4月現在、95.6%
しかし、会議の運営状況を見ると、児童虐待が発生しているにもかかわらず、個別ケース検討会議や実務者会議未開催の市町村（264市町村中88（33.3%））あり（表参照）

個別ケース検討会議及び実務者会議が一度も開催されていない13市町村の中には、児童虐待相談対応件数が39件あるところもみられる。 資料P 7 図表⑱

- アンケート調査結果（対児童福祉司）では、要対協における関係機関の連携について、「（どちらかといえば）十分」が21.5%であるのに対し、「（どちらかといえば）不十分」は42.3%。不十分とした理由は、「各種会議の開催が低調であり、効果的に機能していないため」が38.9%、「各種会議が形骸化しており、効果的に機能していないため」が38.5%

資料P 7 図表⑳、㉑

表 会議未開催市町村数（平成21年度）

区 分	市町村数
個別ケース検討会議及び実務者会議未開催	13
個別ケース検討会議未開催	11
実務者会議未開催	64
計	88

評価書
P143～



【勧告要旨】

要対協の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方を検討し、市町村に対し、要対協の個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。（厚生労働省）